



宮崎県公報

平成31年2月21日(木曜日) 第3074号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 41,700円

目次

目次	頁
告示	
○有害図書類の指定……………(こども家庭課) 1	
○民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 2	
○保安林の指定予定の通知(2件)……………(“) 2	
○土砂災害警戒区域の指定(2件)……………(砂防課) 2	
○土砂災害特別警戒区域の指定(2件)……………(“) 5	
○宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示……………(都市計画課) 8	8
○宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出……………(会計課) 8	8
公告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………(商工政策課) 8	8
○県営土地改良事業に係る換地処分……………(農村整備課) 9	9
○入札公告……………9	9
収用委員会告示	
○土地収用法施行令第5条第2項の規定による公示送達……………10	10

告示

宮崎県告示第123号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。

平成31年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題名	発行所名	指定年月日
30年-26	書籍	恋愛宣言PINKY vol. 52 (平成30年12月17日発売)	株式会社 秋水社	平成31年2月7日
30年-27	書籍	mini SUGAR 3月号 (2019年1月17日発売)	株式会社 秋水社	
30年-28	書籍	petit Rose (プチロゼ) vol. 36 (2019年1月8日発売)	株式会社 秋水社	
30年-29	書籍	恋愛白書パステル3月号 (平成31年1月24日発行・発売)	宙おおぞら出版	
30年-30	書籍	恋愛天国パラダイス3月号 (2019年1月19日発行・発売)	株式会社 竹書房	
30年-31	書籍	BOY'S ピアス禁断2月号 (平成31年2月1日発行)	ジュネット(株)	
30年-32	書籍	実話ナックルズGOLD vol. 6 (2019年2月20日)	株式会社大洋図書	
30年-33	書籍	流出封印映像MAX 芸能ハプニング番付2019 (2019年2月24日(1月11日発売))	株式会社ダイアプレス	
30年-34	書籍	実話BUNKAタブー 3月号2019 (平成31年3月1日発行)	(株) コアマガジン	
30年-35	書籍	臨増ナックルズDX vol. 15 (2019年2月28日)	株式会社大洋図書	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 124号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成31年2月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 延岡市東海町 180-20
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 125号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年2月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字小坂山9563、9564
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 126号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年2月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡高鍋町大字南高鍋字野首73 87（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに高鍋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 127号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成31年2月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	川坂川-新①	10- 427- 2 - 072-新①	土 石 流
	川坂左支川	10- 427- 2 - 073	土 石 流
	宮原沢川	10- 427- 2 - 071	土 石 流
	西栗戸谷川	10- 427- 1 - 057	土 石 流
	栗戸谷川	10- 427- 1 - 058	土 石 流
	岩戸谷川	10- 427- 1 - 059	土 石 流
	畑ヶ迫谷川	10- 427- 1 - 060	土 石 流
	畑ヶ迫谷川-新①	10- 427- 1 - 060-新①	土 石 流
	川坂谷川	10- 427- 2 - 074	土 石 流
	宮 原	I - 1 - 3710	急傾斜地の崩壊
	川 坂	I - 1 - 1736	急傾斜地の崩壊
川坂第2	I - 1 - 1735	急傾斜地の崩壊	
竹 ノ 下	I - 1 - 1698	急傾斜地の崩壊	
竹ノ下-新①	I - 1 - 1698-新①	急傾斜地の崩壊	

川坂第 3 - 新①	II - 1 - 7775 - 新①	急傾斜地の崩壊	庵川 - 新①	I - 1 - 1193 - 新①	急傾斜地の崩壊
西ノ内 - 2	II - 1 - 7774	急傾斜地の崩壊	右松 - 1	I - 1 - 3469	急傾斜地の崩壊
西ノ内 - 1 - 新①	II - 1 - 7773 - 新①	急傾斜地の崩壊	曾根 - 1	I - 1 - 3470	急傾斜地の崩壊
西ノ内 - 1 - 新②	II - 1 - 7773 - 新②	急傾斜地の崩壊	曾根 - 1 - 新①	I - 1 - 3470 - 新①	急傾斜地の崩壊
西ノ内 - 1 - 新③	II - 1 - 7773 - 新③	急傾斜地の崩壊	曾根 - 1 - 新②	I - 1 - 3470 - 新②	急傾斜地の崩壊
堂ノ元 - 1	II - 1 - 7772	急傾斜地の崩壊	谷の山 - 1	II - 1 - 6516	急傾斜地の崩壊
堂ノ元 - 2	II - 2 - 0425	急傾斜地の崩壊	谷の山 - 2	II - 1 - 6517	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 128号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成31年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
門川町	中山谷川2	09- 421- 2 - 029	土石流
	中山谷川2 - 新①	09- 421- 2 - 029 - 新①	土石流
	中山谷川3	09- 421- 2 - 030	土石流
	中山谷川3 - 新①	09- 421- 2 - 030 - 新①	土石流
	中山谷川4	09- 421- 2 - 031	土石流
	中山谷川6	09- 421- 2 - 033	土石流
	庵川西谷川	09- 421- 2 - 043	土石流
	内田谷川 - 新①	09- 421- 2 - 044 - 新①	土石流
	堀ノ内谷川	09- 421- 1 - 019	土石流

谷の山 - 5	II - 1 - 6520	急傾斜地の崩壊	谷の山 - 8 - 新①	II - 1 - 6523 - 新①	急傾斜地の崩壊
谷の山 - 6	II - 1 - 6521	急傾斜地の崩壊	谷の山 - 8 - 新②	II - 1 - 6523 - 新②	急傾斜地の崩壊
谷の山 - 7	II - 1 - 6522	急傾斜地の崩壊	右松 - 2	II - 1 - 6551	急傾斜地の崩壊
谷の山 - 8	II - 1 - 6523	急傾斜地の崩壊	右松 - 2 - 新①	II - 1 - 6551 - 新①	急傾斜地の崩壊
谷の山 - 8 - 新①	II - 1 - 6523 - 新①	急傾斜地の崩壊	右松 - 2 - 新②	II - 1 - 6551 - 新②	急傾斜地の崩壊
谷の山 - 8 - 新②	II - 1 - 6523 - 新②	急傾斜地の崩壊	右松 - 3	II - 1 - 6552	急傾斜地の崩壊
右松 - 2	II - 1 - 6551	急傾斜地の崩壊	右松 - 3 - 新①	II - 1 - 6552 - 新①	急傾斜地の崩壊
右松 - 2 - 新①	II - 1 - 6551 - 新①	急傾斜地の崩壊	右松 - 4	II - 1 - 6553	急傾斜地の崩壊
右松 - 2 - 新②	II - 1 - 6551 - 新②	急傾斜地の崩壊	塩屋崎 - 1	II - 1 - 6554	急傾斜地の崩壊
右松 - 3	II - 1 - 6552	急傾斜地の崩壊	塩屋崎 - 2	II - 1 - 6555	急傾斜地の崩壊
右松 - 3 - 新①	II - 1 - 6552 - 新①	急傾斜地の崩壊	塩屋崎 - 3	II - 1 - 6556	急傾斜地の崩壊
右松 - 4	II - 1 - 6553	急傾斜地の崩壊			
塩屋崎 - 1	II - 1 - 6554	急傾斜地の崩壊			
塩屋崎 - 2	II - 1 - 6555	急傾斜地の崩壊			
塩屋崎 - 3	II - 1 - 6556	急傾斜地の崩壊			

塩屋崎-4	II-1-6557	急傾斜地の崩壊	須賀崎-1 -新①	I-1-3455-新①	急傾斜地の崩壊
塩屋崎-5	II-1-6558	急傾斜地の崩壊	須賀崎-1 -新②	I-1-3455-新②	急傾斜地の崩壊
牧山-1	II-1-6559	急傾斜地の崩壊	須賀崎-2	I-1-3456	急傾斜地の崩壊
牧山-2	II-1-6560	急傾斜地の崩壊	庵川西-1	I-1-3457	急傾斜地の崩壊
曾根-2	II-1-6561	急傾斜地の崩壊	中山 1	I-1-3458	急傾斜地の崩壊
烏帽子-1 -新①	II-1-6562-新①	急傾斜地の崩壊	中山1-新 ①	I-1-3458-新①	急傾斜地の崩壊
烏帽子-2 -新①	II-1-6563-新①	急傾斜地の崩壊	中山 2	I-1-3459	急傾斜地の崩壊
烏帽子-3 -新①	II-1-6564-新①	急傾斜地の崩壊	宮ヶ原 1	I-1-3460	急傾斜地の崩壊
烏帽子-4	II-1-6565	急傾斜地の崩壊	平城西-1	I-1-3462	急傾斜地の崩壊
烏帽子-4 -新①	II-1-6565-新①	急傾斜地の崩壊	城ヶ丘-1	I-1-3463	急傾斜地の崩壊
烏帽子-5	II-1-6566	急傾斜地の崩壊	城ヶ丘-2	I-1-3464	急傾斜地の崩壊
烏帽子-5 -新①	II-1-6566-新①	急傾斜地の崩壊	城ヶ丘-2 -新①	I-1-3464-新①	急傾斜地の崩壊
烏帽子-6	II-1-6567	急傾斜地の崩壊	庵川西-2	I-1-3467	急傾斜地の崩壊
牧山-3	II-1-6577	急傾斜地の崩壊	南ヶ丘-1	I-1-3473	急傾斜地の崩壊
牧山-3- 新①	II-1-6577-新①	急傾斜地の崩壊	南町一区- 1	I-1-3474	急傾斜地の崩壊
安井ヶ浜- 1-新①	II-1-6578-新①	急傾斜地の崩壊	庵川西-4	I-1-3481	急傾斜地の崩壊
安井ヶ浜- 2	II-1-6579	急傾斜地の崩壊	庵川西-5	I-1-3482	急傾斜地の崩壊
中山 19	I-1-1183	急傾斜地の崩壊	庵川西-5 -新①	I-1-3482-新①	急傾斜地の崩壊
中山19-新 ①	I-1-1183-新①	急傾斜地の崩壊	船越 9	I-1-3485	急傾斜地の崩壊
宮ノ迫	I-1-1186	急傾斜地の崩壊	須賀崎-3	II-1-6489	急傾斜地の崩壊
宮ノ迫-新 ①	I-1-1186-新①	急傾斜地の崩壊	須賀崎-4	II-1-6510	急傾斜地の崩壊
須賀崎-1	I-1-3455	急傾斜地の崩壊	須賀崎-7	II-1-6513	急傾斜地の崩壊
			庵川西-7	II-1-6514	急傾斜地の崩壊
			中山 4	II-1-6525	急傾斜地の崩壊

中山4-新①	II-1-6525-新①	急傾斜地の崩壊
中山4-新②	II-1-6525-新②	急傾斜地の崩壊
中山5	II-1-6526	急傾斜地の崩壊
中山6	II-1-6527	急傾斜地の崩壊
中山7	II-1-6528	急傾斜地の崩壊
中山11	II-1-6532	急傾斜地の崩壊
中山11-新①	II-1-6532-新①	急傾斜地の崩壊
中山12	II-1-6533	急傾斜地の崩壊
中山12-新①	II-1-6533-新①	急傾斜地の崩壊
中山13	II-1-6534	急傾斜地の崩壊
中山14	II-1-6535	急傾斜地の崩壊
宮ヶ原3	II-1-6540	急傾斜地の崩壊
栄ヶ丘3	II-1-6544	急傾斜地の崩壊
中山15	II-1-6545	急傾斜地の崩壊
中山15-新①	II-1-6545-新①	急傾斜地の崩壊
南町一区-3	II-1-6576	急傾斜地の崩壊
中山16	II-1-6629	急傾斜地の崩壊
中山18	II-2-0399	急傾斜地の崩壊
栄ヶ丘4	II-2-0400	急傾斜地の崩壊
船越10	III-1-9598	急傾斜地の崩壊
橋山原	I-1-1181	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 129号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり

土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成31年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	川坂川-新①	10-427-2-072-新①	土石流
	川坂左支川	10-427-2-073	土石流
	西栗戸谷川	10-427-1-057	土石流
	栗戸谷川	10-427-1-058	土石流
	岩戸谷川	10-427-1-059	土石流
	畑ヶ迫谷川	10-427-1-060	土石流
	畑ヶ迫谷川-新①	10-427-1-060-新①	土石流
	川坂谷川	10-427-2-074	土石流
	宮原	I-1-3710	急傾斜地の崩壊
	川坂	I-1-1736	急傾斜地の崩壊
	川坂第2	I-1-1735	急傾斜地の崩壊
	竹ノ下	I-1-1698	急傾斜地の崩壊
	竹ノ下-新①	I-1-1698-新①	急傾斜地の崩壊
	川坂第3-新①	II-1-7775-新①	急傾斜地の崩壊
	西ノ内-2	II-1-7774	急傾斜地の崩壊
	西ノ内-1-新①	II-1-7773-新①	急傾斜地の崩壊
西ノ内-1-新②	II-1-7773-新②	急傾斜地の崩壊	
西ノ内-1-新③	II-1-7773-新③	急傾斜地の崩壊	
堂ノ元-1	II-1-7772	急傾斜地の崩壊	

堂ノ元-2	II-2-0425	急傾斜地の崩壊
-------	-----------	---------

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 130号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成31年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
門川町	中山谷川2	09-421-2-029	土石流
	中山谷川2-新①	09-421-2-029-新①	土石流
	中山谷川3	09-421-2-030	土石流
	中山谷川3-新①	09-421-2-030-新①	土石流
	中山谷川4	09-421-2-031	土石流
	中山谷川6	09-421-2-033	土石流
	庵川西谷川	09-421-2-043	土石流
	堀ノ内谷川	09-421-1-019	土石流
	庵川-新①	I-1-1193-新①	急傾斜地の崩壊
	右松-1	I-1-3469	急傾斜地の崩壊
	曾根-1	I-1-3470	急傾斜地の崩壊
	曾根-1-新①	I-1-3470-新①	急傾斜地の崩壊
	曾根-1-新②	I-1-3470-新②	急傾斜地の崩壊
	谷の山-1	II-1-6516	急傾斜地の崩壊
	谷の山-2	II-1-6517	急傾斜地の崩壊
	谷の山-3	II-1-6518	急傾斜地の崩壊
	谷の山-5	II-1-6520	急傾斜地の崩壊

谷の山-6	II-1-6521	急傾斜地の崩壊
谷の山-7	II-1-6522	急傾斜地の崩壊
谷の山-8	II-1-6523	急傾斜地の崩壊
谷の山-8-新①	II-1-6523-新①	急傾斜地の崩壊
谷の山-8-新②	II-1-6523-新②	急傾斜地の崩壊
右松-2	II-1-6551	急傾斜地の崩壊
右松-2-新①	II-1-6551-新①	急傾斜地の崩壊
右松-2-新②	II-1-6551-新②	急傾斜地の崩壊
右松-3	II-1-6552	急傾斜地の崩壊
右松-3-新①	II-1-6552-新①	急傾斜地の崩壊
右松-4	II-1-6553	急傾斜地の崩壊
塩屋崎-1	II-1-6554	急傾斜地の崩壊
塩屋崎-2	II-1-6555	急傾斜地の崩壊
塩屋崎-3	II-1-6556	急傾斜地の崩壊
塩屋崎-4	II-1-6557	急傾斜地の崩壊
塩屋崎-5	II-1-6558	急傾斜地の崩壊
牧山-1	II-1-6559	急傾斜地の崩壊
牧山-2	II-1-6560	急傾斜地の崩壊
曾根-2	II-1-6561	急傾斜地の崩壊
烏帽子-1-新①	II-1-6562-新①	急傾斜地の崩壊
烏帽子-2-新①	II-1-6563-新①	急傾斜地の崩壊
烏帽子-3-新①	II-1-6564-新①	急傾斜地の崩壊
烏帽子-4	II-1-6565	急傾斜地の崩壊

烏帽子-4 -新①	II-1-6565-新①	急傾斜地の崩壊	城ヶ丘-1	I-1-3463	急傾斜地の崩壊
烏帽子-5	II-1-6566	急傾斜地の崩壊	城ヶ丘-2	I-1-3464	急傾斜地の崩壊
烏帽子-5 -新①	II-1-6566-新①	急傾斜地の崩壊	城ヶ丘-2 -新①	I-1-3464-新①	急傾斜地の崩壊
烏帽子-6	II-1-6567	急傾斜地の崩壊	庵川西-2	I-1-3467	急傾斜地の崩壊
牧山-3	II-1-6577	急傾斜地の崩壊	南ヶ丘-1	I-1-3473	急傾斜地の崩壊
牧山-3- 新①	II-1-6577-新①	急傾斜地の崩壊	南町一区- 1	I-1-3474	急傾斜地の崩壊
安井ヶ浜- 1-新①	II-1-6578-新①	急傾斜地の崩壊	庵川西-4	I-1-3481	急傾斜地の崩壊
安井ヶ浜- 2	II-1-6579	急傾斜地の崩壊	庵川西-5	I-1-3482	急傾斜地の崩壊
中山19	I-1-1183	急傾斜地の崩壊	庵川西-5 -新①	I-1-3482-新①	急傾斜地の崩壊
中山19-新 ①	I-1-1183-新①	急傾斜地の崩壊	船越9	I-1-3485	急傾斜地の崩壊
宮ノ迫	I-1-1186	急傾斜地の崩壊	須賀崎-3	II-1-6489	急傾斜地の崩壊
宮ノ迫-新 ①	I-1-1186-新①	急傾斜地の崩壊	須賀崎-4	II-1-6510	急傾斜地の崩壊
須賀崎-1	I-1-3455	急傾斜地の崩壊	須賀崎-7	II-1-6513	急傾斜地の崩壊
須賀崎-1 -新①	I-1-3455-新①	急傾斜地の崩壊	庵川西-7	II-1-6514	急傾斜地の崩壊
須賀崎-1 -新②	I-1-3455-新②	急傾斜地の崩壊	中山4	II-1-6525	急傾斜地の崩壊
須賀崎-2	I-1-3456	急傾斜地の崩壊	中山4-新 ①	II-1-6525-新①	急傾斜地の崩壊
庵川西-1	I-1-3457	急傾斜地の崩壊	中山4-新 ②	II-1-6525-新②	急傾斜地の崩壊
中山1	I-1-3458	急傾斜地の崩壊	中山5	II-1-6526	急傾斜地の崩壊
中山1-新 ①	I-1-3458-新①	急傾斜地の崩壊	中山6	II-1-6527	急傾斜地の崩壊
中山2	I-1-3459	急傾斜地の崩壊	中山7	II-1-6528	急傾斜地の崩壊
宮ヶ原1	I-1-3460	急傾斜地の崩壊	中山11	II-1-6532	急傾斜地の崩壊
平城西-1	I-1-3462	急傾斜地の崩壊	中山11-新 ①	II-1-6532-新①	急傾斜地の崩壊
			中山12	II-1-6533	急傾斜地の崩壊

中山12-新①	II-1-6533-新①	急傾斜地の崩壊	中山 18	II-2-0399	急傾斜地の崩壊
中山 13	II-1-6534	急傾斜地の崩壊	栄ヶ丘 4	II-2-0400	急傾斜地の崩壊
中山 14	II-1-6535	急傾斜地の崩壊	船越 10	III-1-9598	急傾斜地の崩壊
宮ヶ原 3	II-1-6540	急傾斜地の崩壊	橋山原	I-1-1181	急傾斜地の崩壊
栄ヶ丘 3	II-1-6544	急傾斜地の崩壊			
中山 15	II-1-6545	急傾斜地の崩壊			
中山15-新①	II-1-6545-新①	急傾斜地の崩壊			
南町一区-3	II-1-6576	急傾斜地の崩壊			
中山 16	II-1-6629	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 131号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等(平成5年宮崎県告示第 630号)の一部を次のように改正し、平成31年3月17日から施行する。

平成31年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。 (1) [略] (2) 一般国道		5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。 (1) [略] (2) 一般国道	
路線名	区 間 起 点 終 点	距離	区域の 限 定
[略]	[略]		
国道10号(都城志布志道路)	県道都城隼人線との交点(都城市平塚町地内)	[略]	
[略]	[略]		
(3)~(6)	[略]		
路線名	区 間 起 点 終 点	距離	区域の 限 定
[略]	[略]		
国道10号(都城志布志道路)	横市インターチェンジ(都城市南横市町地内)	現道との交点(都城市五十町地内)	200メートル 用途地 域等 第3種禁 止地 域等
[略]	[略]		
(3)~(6)	[略]		

宮崎県告示第 132号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成31年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

変 更 前	変 更 後	変 更
売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	年 月 日
延岡市役所職員労働組	延岡市東本小路2番地	平成31年1月17日

合	1 延岡市役所内	合	1 延岡市役所売店内
---	----------	---	------------

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カンナガーデン

延岡市愛宕町三丁目4588番1 外

- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名の変更
平成30年12月21日

- 3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

平成31年2月21日から平成31年3月22日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、第2内山地区2換地区県営土地改良事業(宮崎市、県営宮営体育成基盤整備事業)に係る換地処分をした。

平成31年2月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成31年2月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名、数量及び規格等 宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷(単価契約)
平成31年度発行予定部数 2,148,000部(毎号約 358,000部×年6回) 「県広報みやざき」8ページ、「県議会の動き」4ページでいずれもA4判・4色カラー

- (2) 調達案件の特質等 入札説明書による。

- (3) 履行期間 契約締結の日から平成32年3月31日まで

- (4) 納入場所 総部数のうち、4,500部を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室へ納入し、残りの部数はこん包の上、宮崎県が指定する場所へ配送する。

- (5) 入札方法 (1)の調達件名について入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、営業種目が印刷類で種目が平版活版のものであること。

イ 平成29年度又は平成30年度に4色カラーのページを12ページ以上含む刊行物の印刷の実務実績を有する者であること。

ウ 宮崎県が各発行月ごとに最終の色校正を確認した日から、8日以内に4,500部、10日以内に残りの部数の印刷(こん包

、仕分け及び配送を含む。)が可能な機械設備及び人員体制を自社で有している者であること。

エ デザイナー及び制作責任者を調達案件に係る業務に専任で配置できる者であること。

オ 連絡を受けてからおおむね2時間以内に、デザイナー又は制作責任者を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室又は宮崎県議会事務局政策調査課に到着させることができる者であること。

カ 色校正後の文字の修正、色の変更、写真の差替え等に即時対応できる者であること。

キ 事業協同組合が入札に参加する場合には、組合員である者は、当該入札に参加することはできない。

ク 入札説明会に参加した者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類(以下「証明書」という。)を平成31年3月27日までに宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室に提出し、事前に審査を受けること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書の提出を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

- (2) 申請書類の受付期間 平成31年2月21日から平成31年3月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

- (2) 期間 平成31年2月21日から平成31年4月3日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)

- 5 入札説明書及び印刷仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

- (2) 交付期間 平成31年2月21日から平成31年4月3日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)

- 6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階会計管理局物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

- (2) 日時 平成31年3月6日午後2時

- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

- (2) 提出期限 平成31年4月3日午後2時(送付にあっては、平成31年4月2日午後5時必着)

- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそ

れと同等の手段に限る。)によること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階会計管理局物品管理調達課入札室
- (2) 日時 平成31年 4 月 3 日午後 2 時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成31年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書及び印刷仕様書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Publishing of Miyazaki Prefecture's Newsletter "Kenkoho-Miyazaki", and "Kengikainougoki", estimated number of copies to be published: 2,148,000 (358,000 copies×6 times a year)
- (2) Time limit for tender: 2:00p.m. 3 April, 2019
- (3) Inquiries: Article Management and Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefecture 2 -10- 1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7208

収用委員会告示

宮崎県収用委員会告示第 1 号

土地収用法施行令（昭和26年政令第 342号）第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

平成31年 2 月 21 日

宮崎県収用委員会

公示送達

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第66条第 3 項の規定により、下記 1 の者に送達すべき下記 2 の書類は、当収用委員会事務担当課（宮崎県県土整備部用地対策課）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

- 1 送達を受けるべき者の氏名及び住所
古藤 洋子

住所不明 ただし、戸籍の附票上の最終住所
東京都渋谷区神山町 1 番 8 号

2 送達すべき書類

平成31年 2 月 14 日付け宮収第 25 - 2 号の書類（平30宮収裁第 1 号（県道飯野松山都城線改築工事及び県道志布志福山線改築工事（都城志布志道路「金御岳工区、末吉道路及び有明志布志道路」・宮崎県都城市梅北町地内から鹿児島県曾於市末吉町南之郷字後原畑地内まで及び志布志市志布志町安楽字稲荷迫地内から同市志布志町安楽字甘割地内まで）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事）収用裁決事件に係る裁決書）

（注意）上記書類を受領されないときは、平成31年 3 月 14 日をもってその書類の送達があったものとみなされます。